



答 申 書

平成26年1月15日

広島県後期高齢者医療広域連合長

伊 藤 吉 和 様

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会
会 長 片 岡 健



平成25年11月12日付け広広総第98号の諮問について、次のとおり答申します。

諮問事項

広島県後期高齢者医療広域連合における平成26年度及び平成27年度の保険料率の設定について

【主旨】

事務局案を承認する。

(事務局案)

1 保険料率

均等割額	44,032円
所得割率	8.43%

2 賦課限度額

保険料の賦課限度額を55万円から57万円に改める。

3 不均一保険料率について

平成25年度末をもって、医療費の地域格差の特例の適用期間は終了する。

4 軽減の拡充

次のとおり拡充する。

(1) 5割軽減について

2人以上の世帯を対象としていたものを単身世帯についても拡大するとともに、軽減対象の所得基準額を引き上げる。

(2) 2割軽減について

軽減対象の所得基準額を引き上げる。